

国連子どもの権利条約の日本批准 20 周年・批准記念日を迎えるにあたって

子どもの権利条約の実施と普及を進める声明

2014 年 4 月 22 日

子どもの権利条約批准 20 周年キャンペーン実行委員会

2014 年 4 月 22 日で、日本政府が子どもの権利条約を批准し、この条約の実現を法的に約束してから 20 年を迎えます。この条約は、子どもにかかわる取り組み、活動の世界基準です。私たちは、条約の実現をめざして、1993 年から毎年、「子どもの権利条約フォーラム」(*1)を全国各地で開催してきました。20 回目の批准記念日を迎えるにあたって、私たちは、子どもの権利条約の効果的な実施と普及にむけて呼びかけ(*2)を行っています。

子どもの権利条約の提案国はポーランドです。第二次世界大戦で 200 万人以上の子どもを失ったポーランドは、子どもの権利条約を平和への有効な礎とするべく、その提案国となりました。子どもの権利の保障は、平和と不可分であり、また子どもの人間としての意思と要求を社会的に承認していく取り組みであり、人間社会の存続に向けた人類的な課題であると自覚されてきました。

子どもの権利条約は、子どもをもつばら保護の対象にしてきた子ども観を転換し、権利の主体として尊重することを求めています。子どもはのち、暮らし、遊び、学びの権利をはじめ自分らしく生きていくための権利が尊重されなければなりません。

しかしながら日本では、未だに、子どもの権利の保障は子どものわがままを助長する、権利より義務という意見が世論を支配しています。おとなの意思や要求を押しつけることで多くの子どもが受け身になり、自信を失っている状況を変えていかなければなりません。

日本においては、子どもの権利条約が十分に受け入れられていません。国連・子どもの権利委員会からの勧告(1998 年、2004 年、2010 年)も誠実に実施しているとはいえません。子どもの権利条約が、20 周年を節目として、日本の子どもの問題を解決していくために、以下のとおり活かされることを願い、ここに声明します。

(1) 子どもの最善の利益の優先

子どもの権利条約が、開発途上国だけのものではなく、日本における子どもの幸福追求のために国内法として活用されることが必要です。子どもにかかわるあらゆる活動において、条約の原則である子どもの最善の利益の原則が優先されることが求められています。

(2) 子どもの自己形成と参加の支援

子どもの権利条約を活かすことによって、おとなが子どもに向き合う姿勢、態度を見直す機会となることを願います。導いてやる、守ってやる、教えてやるといった態度ではなく、子どもの人間としての意思と力を信頼し、能動的な活動を支える力をつけることが大切です。子どもの自己肯定感の向上と共感的な関係づくりのために、子どもの自己形成と参加が支援され、子どもの声が受けとめられ、思いや願いが尊重されなければなりません。

(3) 子どもが安心して生きる権利の保障

子どもの権利条約は、虐待、体罰、いじめなどの暴力、権利侵害から子どもが保護されることを求めています。子どもは安心して生きる権利、相談でき救済される権利が保障されます。そのためにも、子どもには、ホッとできる居場所、第三者的な相談・救済機関が必要です。

(4) 東日本大震災・福島原発と子どもにやさしいまちづくり

東日本大震災・福島原発事故の被災者支援・被災地復興において、当事者である子どもの意見を聴きながら、安心・安全な子どもの居場所が確保され、遊びや学びの権利が保障されることなどが不可欠です。そのためには、子どもの権利条約の理念や規定が十分に活かされ、「子どもにやさしいまち」づくりが必要です。

(5) 子どもの権利条約の広報と普及

子どもの権利条約はその趣旨や規定を子どもとおとなの双方に周知することを国に義務づけています。さまざまな方法で、とりわけ関係省庁・行政機関、裁判所、警察、学校や子ども施設などに広報していき、子どもにかかわる人たちが条約を理解することが求められています。またなによりも子どもたちが学び、知る機会が保障されなければなりません。

(6) 国連・子どもの権利委員会からの勧告の実現

国連・子どもの権利委員会が 3 回にわたって日本における子どもの権利条約の実施状況を審査し、条約の実現に向けて勧告（総括所見）を出しています。特に日本政府は、これらの勧告を受けとめ、誠実に履行しなければなりません。そのことが国際基準に基づき日本における子どもの状況をより良くすることにつながります。

以上

子どもの権利条約批准 20 周年キャンペーン委員会 呼びかけ人 (括弧内は所属/50 音順/2014 年 4 月 21 日現在)

喜 多 明 人 (子どもの権利条約ネットワーク/早稲田大学) ※呼びかけ人代表
明 橋 大 二 (とやま子どもの権利条約ネット)
荒 木 悦 子 (子どもの権利条約ネットワーク)
荒 牧 重 人 (子どもの権利条約総合研究所/山梨学院大学) ※呼びかけ人副代表
石 橋 修 (八戸学院大学)
内 田 塔 子 (子どもの権利条約ネットワーク/東洋大学)
上 野 和 子 (広島市子ども施策検証市民会議)
尾 木 直 樹 (教育評論家)
奥 田 睦 子 (I P A [子どもの遊ぶ権利のための国際協会])
奥 地 圭 子 (東京シューレ)
甲斐田万智子 (国際子ども権利センター)
北 川 和 彦 (弁護士)
小 林 純 子 (チャイルドラインみやぎ)
佐 藤 秀 樹 (ちびすけランド共和国)
澤 田 裕 子 (川西子どもネット)
島 村 優 子 (CAP センター・JAPAN)
高 橋 弘 恵 (チャイルドラインあいち)
田 代 光 恵 (セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン)
津 田 知 子 (セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン)
圓 谷 雪 絵 (子どもの権利条約ネットワーク)
坪 井 節 子 (弁護士)
南 雲 勇 多 (子どもの権利条約ネットワーク)
長 谷 有 美 子 (CAP センター・JAPAN)
浜 田 進 士 (子どもの権利条約総合研究所)
原 京 子 (こども NPO)
林 大 介 (子どもの権利条約ネットワーク/東洋大学) ※呼びかけ人事務局長
平 出 彰 子 (こんなまちにすみたいネットワーク)
平 出 ゆ かり (こんなまちにすみたいネットワーク)
藤 井 幹 夫 (子どもの権利条約ネットワーク)
藤 田 千 恵 (とやま子どもの権利条約ネット)
宮 澤 節 子 (すわ子ども文化ステーション)
森 田 明 美 (東洋大学)
吉 永 省 三 (子どもの権利条約総合研究所)

【連絡先・問合せ先】

子どもの権利条約批准 20 周年キャンペーン実行委員会

事務局：子どもの権利条約ネットワーク (NCRC)

〒152-0034 東京都目黒区緑が丘 2-6-1 TEL&FAX 03-3724-5650(水 11~16 時)

info@ncrc.jp <http://www.ncrc.jp/>

【キャンペーン】 Web <http://crc-forum.net/20syuunen/>

FB ChildRightsForumJapan

Twitter crcforum

* 1 子どもの権利条約フォーラムとは

1993年から毎年、子どもの権利条約ネットワークが呼びかけて現地実行委員会と協力のもと、全国各地で開催しています。条約の実施・普及や子ども支援にとりくむ個人・NGO/NPOなど団体の交流、自治体との協力・連携をすすめています。

1. 趣旨・目的

- (1)子どもの権利条約に関連した実践の交流
- (2)子ども同士・子どもとおとなの交流・パートナーシップ関係づくり
- (3)行政との建設的な対話
- (4)子どもの権利実現についての市民レベルでの検証
- (5)子どもの権利条約の普及・広報

2. 歴史

1:子どもの権利条約フォーラム'93	1993年11月20日(土)・21日(日)(千代田区)
2:子どもの権利条約フォーラム'94	1994年11月5日(土)・6日(日)(渋谷区)
3:子どもの権利条約フォーラム'95	1995年11月18日(土)・19日(日)(渋谷区)
4:子どもの権利条約フォーラム'96	1996年11月9日(土)・10日(日)(大阪市)
5:子どもの権利条約フォーラム'97in 神奈川	1997年11月2日(日)・3日(月・祝)(川崎市)
6:子どもの権利条約フォーラム'98in ふくおか	1998年11月14日(土)・15日(日)(春日市)
7:子どもの権利条約フォーラム'99	1999年11月27日(土)・28日(日)(渋谷区)
8:子どもの権利条約フォーラム 2000in 群馬	2000年11月25日(土)・26日(日)(高崎市)
9:子どもの権利条約フォーラム 2001in あおもり	2001年11月24日(土)・25日(日)(青森市)
10:子どもの権利条約フォーラム 2002in ちば	2002年12月7日(土)・8日(日)(千葉市)
11:子どもの権利条約フォーラム 2003in かわにし	2003年12月6日(土)・7日(日)(川西市)
12:子どもの権利条約フォーラム 2004 いばらき in 取手	2004年11月20日(土)・21日(日)(取手市)
13:子どもの権利条約フォーラム 2005in しが	2005年12月3日(土)・4日(日)(近江八幡市)
14:子どもの権利条約フォーラム 2006in くまもと	2006年11月11日(土)・12日(日)(熊本市)
15:子どもの権利条約フォーラム 2007in ながの (後援:長野県ほか)	2007年11月17日(土)・18日(日)(諏訪市)
16:子どもの権利条約フォーラム 2008in みえ (後援:三重県、三重県教育委員会、津市、津市教育委員会ほか)	2008年11月23日(日)・24日(月・祝)(津市)
17:子どもの権利条約フォーラム 2009in とやま (後援:富山県教育委員会ほか)	2009年11月14日(土)・15日(日)(富山市)
18:子どもの権利条約フォーラム 2010in みやぎ (後援:宮城県、宮城県教育委員会ほか)	2010年11月13日(土)・14日(日)(仙台市)
19:子どもの権利条約フォーラム 2011in 広島 (後援:広島県ほか)	2011年11月12日(土)・13日(日)(広島市)
20:子どもの権利条約フォーラム 2012in あいち (後援:文部科学省、愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市、豊田市ほか)	2012年11月24日(土)・25日(日)(名古屋市)
21:子どもの権利条約フォーラム 2013 (後援:文部科学省)	2013年11月16日(土)・17日(日)(渋谷区)
22:子どもの権利条約フォーラム2014	※各地で「批准20周年記念」の冠名をつけて実施 2014年4月～2014年12月 2014年11月16日(日) 批准20周年集会(東京)

*2 呼び掛け文



国連・子どもの権利条約の実施と普及に向けて

子どもの権利条約日本批准20周年2013～2015 呼びかけ

2013年11月17日

子どもの権利条約批准20周年キャンペーン委員会

1 主な趣旨・目的

今日、いじめや体罰・虐待など子どもに向けられた暴力の問題など子どもたちをめぐる厳しい状況のなかで、グローバルスタンダードである国連・子どもの権利条約の効果的な実施がますます求められています。2014年の子どもの権利条約日本批准20周年を節目として、なんととしても条約の実施・普及への新たな飛躍をはかる必要があります。

そのために、2013年(プレ)、2014年(20周年)、2015年(ポスト)の3年間を見通して、子どもの問題に取り組む市民・NPO/NGOをネットワークし、条約の普及と実施をすすめていきます。

2013年の子どもの権利条約フォーラムをその出発点として、以下のような取り組みをできるところからしていきましょう。

2 行動計画

①「子どもの権利条約批准20周年」を冠にした学習会や広報

子どもにかかわる市民・NPO/NGOが発行している機関紙・誌等で、「批准20周年」特集したり、開催している学習会・集会等で「批准20周年」に関わる内容を取り上げたりして、条約実施の取り組みの成果や課題を検討し、条約の実施と普及を進展させます。

②パレード等による社会的な発信

例えば、広島市の市民・NPOが条約の国連採択日(11月20日)前後に行なっている「バースデイ・パレード」のように、工夫を凝らしながら、市民に見えるような社会的な発信をしていきます。

③地域版または実践領域ごとの「子どもの権利条約フォーラム」の開催

1993年以降の条約フォーラム開催地および今後の開催候補地において、または遊び・居場所づくり・暴力や不登校問題など多様な実践領域にかかわって、2014年4月(条約批准月)・5月(条約発効月)を皮切りとして、連鎖的に地域版または実践領域ごとの「条約フォーラム」を開催し、条約実施に向けてネットワークの強化や広報・啓発に努めます。その際には、地域版または子ども版の「子どもの権利宣言2014」を追求します。

④「節目」としての2014年20周年記念フォーラム

2014年11月20日(木)条約採択記念日(世界子どもの日)前後に(土日に1日の予定)、20周年記念「子どもの権利条約フォーラム2014」を東京で開催し、各地・各実践領域のフォーラムの成果を確認し合い、批准

ポスト20年（2015～2024期）の展望にむけて情報・意見交換をします。そこでの合意を、「日本・子どもの権利宣言2014」（仮称）のような形で宣言します。なお、この「宣言」は、子どもたちとともに作成します。

⑤ 子ども・ユースのつながる機会や場づくり

条約の実施や普及について、当事者である子ども・ユースが交流・連携して取り組めるように、その機会や場をつくっていきます。

⑥ 行政・議会、関係機関、企業、マスコミなどへの働きかけと実効ある連携

上記のような行動を通じて、条約実施と普及に向け、行政・議会、関係機関、企業、マスコミなどへの働きかけを強め、実効ある連携を進展させます。

⑦ 批准20周年に向けた取り組みの集約・共有・発信

批准20周年に向けたさまざまな取り組みについて、ホームページ等を通じて集約し、共有できるとともに、社会にも発信していきます。